

## 第4期文化政策部会中間まとめについて（論点整理）（案）

### 1. 中間まとめの位置づけ

- ・年内の取りまとめに向けて、基本方針見直しに関する基本的考え方（コンセプト）及び国の施策として重点的に取り組むべき事項や留意すべき事項と考えられることを採り上げる。
- ・中間まとめ公表後に意見募集を実施し、広く国民や文化芸術団体から意見を聞き、秋以降の文化政策部会に還元（フィードバック）する。
- ・中間まとめは、国民の意見や今後の審議を受けて柔軟に再考することができるようにする。

### 2. 中間まとめのコンセプトに関する作成チームにおける論点

- (1) 基本方針の内容をすべて変更する必要はなく、第2期基本方針でも引き続き盛り込むべき内容もある。以下の4点を考慮して基本方針の見直しを進める。
- ①時代が変化しても普遍的な部分と考えられるものは残す
  - ②時代や社会情勢の変化に伴い修正すべき余地はあるものの、方向性は維持すべきと考えられる項目は修正した上で残す
  - ③基本方針策定後の時代や社会情勢の変化により、新たに盛り込むべき考え方や施策が生じているものは追加する
  - ④本年2月の文化政策部会『「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の評価と今後の課題について（審議のまとめ）』をはじめ、これまでの文化政策部会における審議の蓄積を活かす
- (2) 中間まとめは、時代や社会情勢の変化を踏まえて今後5年間で重点的に取り組むべき事項や施策の方向性を明示し、国民にアピールするものを公表して、意見募集の実施等を通じて、国民の意見を広く求める。
- (3) 現行の基本方針は、新しい時代の潮流が含まれておらず、以下のような時代認識を踏まえたコンセプトを盛り込むべきではないか。

- ・我が国では少子高齢化が一層進み、特に地方においては過疎と高齢化が進展しており、地域文化の担い手が不足してきている。文化の継承を支援してきた地方公共団体も市町村合併の影響等により地域に根ざした伝統文化を始めとする地域文化の継承について見直しが迫られていること。
- ・今後、いわゆる「団塊の世代」の人々が定年を迎えることを踏まえ、こうしたシニアの人々が文化芸術に触れるだけでなく、地域の文化芸術活動に参加・支援できる仕組みが求められていること。
- ・グローバル化と情報革新により文化のジャンル（範疇）が拡大したこと。
- ・経済と文化の結びつきが一層高まったことは特に重要。文化芸術が国民の心の豊かさを実現するものであるだけでなく、文化芸術の創造性や魅力が経済的な資源（特にコンテンツ）としても重要性を増し、国の経済力を支える要素となってきたこと。
- ・文化には、人々を惹きつける魅力や社会に与える影響力があることについての認識が広がっていること。こうした文化の持つ力（＝文化力）が「国の力」であることが世界的にも認識され、世界規模で国の文化力を高める国際競争が展開され始めたこと。
- ・我が国も文化芸術によって心豊かな国民生活を実現するとともに、活気ある社会を構築して国家の魅力を高め、文化力により世界の評価を受ける国へと発展していくべきこと。
- ・文化芸術の振興を国の基幹政策として位置づけるとともに、国民、民間及び行政が密接に連携し、適切な役割を果たすことが必要となってきたこと。

### 3. 中間まとめに盛り込むべき事項案

#### (1) 基本方針の見直しにおける視点

- 文化芸術施策の基本理念の再確認
  - ・文化芸術施策は、国民が文化芸術を楽しみ、支え、伝えていくことができることにより、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に資する施策でなければならない。
  - ・文化芸術の享受、支援、創造、伝承のサイクルが循環する社会の構築が求められる。

- ・文化力により日本を元気にすることが期待されており，経済的，社会的資本及び人々をつなぐ触媒としての文化が求められている。
- ・文化芸術を国民一人ひとりが支えていく環境を醸成する必要がある。

#### ○ 地方分権時代における文化芸術振興に関する国の役割

- ・国の施策には，国が直接に支援をすべきものと国がシステム（仕組みやモデル）を構築するべきものの2種類が考えられるのではないかと。国として保護・継承し，創造していくべきものに対しては国が直接かつ重点的に支援することが必要。
- ・地方分権を進める政府方針を踏まえ，文化芸術の振興における国の役割を再検討する必要がある。
- ・文化芸術は国民の身近な生活において展開されるものであり，国民が全国各地でも文化芸術に触れられることも大切。
- ・文化芸術活動は国民の自発的，自主的な営みであり，国民や民間により実施，支援されることが望ましい。文化芸術施策においても，行政としての役割は，国民の生活に近い地方公共団体が担うことが期待されており，民間や地方公共団体による施策の及ばない部分を国が補うという考え方に立つべきではないか。

### （2）今後5年間で重点的に取り組むべき事項

#### ○ 日本の文化を継承し，創造する人材の育成

- ・日本の文化を継承・発展させていくための国民（芸術家及び支援者，鑑賞者）の育成は，国の使命（役割）として特に取り組むべき。
- ・伝統文化（芸能及び保存技術）の継承者が生まれやすい環境整備，特に伝統文化を支えている保存技術の保有者や材料は産業構造の変化の中で危機的状況。これらは，文化の継承の基盤として国の支援が必要。また，将来的には産業として成り立つシステム作りを検討すべき。
- ・伝統文化の継承者育成は地域文化の担い手育成としての側面も考慮すべき。
- ・文化芸術のよき鑑賞者の育成においては，多様な文化芸術に親しむとともに，舞台芸術のみならず国民の財産である文化財を身近なものとして大切にす意識を育むことが必要。
- ・文化芸術活動の支援者の育成として，質の高い文化ボランティアや専門性を有するコーディネーターの養成が必要。

- 子どもの文化芸術活動の充実
  - ・ 地域において子どもが本物（良質）の文化芸術に触れる機会を大幅に増やすことが必要。特に，地域文化の継承の観点から伝統文化に触れる機会を確保することが大切。
  - ・ 学校及び地域における子どもの文化芸術活動に対する支援の仕組みが必要。良質な文化芸術活動を通じて豊かな心や感性を育むために，文化芸術関係者と教育関係者との緊密な連携を図る仕組みを構築すべき。
  - ・ 文化多様性を理解するためにも，子どもたちが国際的な文化交流を通じて日本文化の発信役となることが大切。また，日本の文化を理解し，親しむことを通じて日本人としての自覚を育むことを期待。
  
- 地域文化の振興
  - ・ 文化芸術活動の一極集中を是正し，広く国民が文化芸術を鑑賞，参加，創造する機会を持てることが必要。
  - ・ 社会教育関係者，文化芸術団体，学校，住民など地域文化の担い手による連携がいまだ不十分であり，その連携を促進する仕組みを地域自身で検討することが期待される。地方公共団体もその主体のひとつとして役割を果たすべきであり，国も良き実例（Good Practice）の情報提供などを通じて支援すべき。
  - ・ 高等教育機関の社会貢献のひとつとして，地域文化の担い手を育成する役割が地域の大学に期待される。
  - ・ 伝統文化，文化財などの地域の文化資源を地域振興（まちづくり，観光等）に活かす施策が必要。
  
- 文化芸術創造活動の戦略的支援
  - ・ 重点的支援と幅広く多様な支援のバランスを図りつつも，日本の文化芸術創造活動を推進する戦略的観点に立ちメリハリを付けることが必要。
  - ・ 芸術団体の地道な自助努力やその実績を勘案した支援方策も検討すべき。
  - ・ 文化庁，芸術文化振興基金，その他の助成機関等の役割分担を図るべき。その際には，国が直接支援するのではなく，専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性も検討してはどうか。

○ 日本文化の海外発信及び国際文化交流の推進

- ・国際文化交流は友好親善や日本文化紹介の段階から、日本文化の発信により日本への理解の増進及び国際平和に貢献する段階。今後の国際文化交流及び日本文化の発信を進める際には、文化外交懇談会報告や、国内の文化芸術振興の観点に留意しつつ、推進方策を検討することが必要。
- ・我が国は芸術創造分野でアジアにおける比較優位性を有する。これを維持し、日本の文化発信につなげてアジア全体の文化芸術振興に資する方策を検討すべき。
- ・アニメ、ゲーム、コミック等の「Japan Cool」をどう扱うか、メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点も検討すべきではないか。
- ・諸外国の文化財が適切に保存・継承されるよう、我が国がリーダーシップを発揮し文化財保護の国際協力を推進すべき。

(3) 基本方針において留意すべき事項

○ 経済と文化の関係における二面性

- ・経済のソフト化、サービス化の進展に伴い文化が経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉となり、文化と経済は車の両輪のように作用し合うことにより社会に活力をもたらすものである。
- ・一方で、社会システムの高度化・複雑化に伴い、システムの効率化・合理化を図る傾向も強まってきており、文化芸術を振興するシステム（例えば、文化芸術活動への支援や文化施設の在り方）にも影響を与えており、文化芸術の衰退が危惧される状況も生まれてきている。文化芸術の特質を踏まえ、長期的で継続的な視点に立った施策を推進することが求められている。
- ・我が国の構造改革が推進される中で、文化芸術活動に短期的な経済的効率性を一律に求めることは、文化芸術の特質になじまないことについて国民の理解を得ることが必要。
- ・文化財の保護においては、伝統文化の継承の観点から保存技術や材料の特殊性（希少性、非市場性）が配慮されるべき。
- ・文化芸術（特にメディア芸術）の知的産業としての一面をどのように考えるか。